

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における 法人文書の開示請求に係る審査基準

平成14年9月30日
理事長 裁定
平成19年3月30日改定

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）に、研究所が保有する法人文書の開示請求があった場合において、開示請求に係る法人文書に次に掲げる独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第5条各号に規定する情報（不開示情報）のいずれかが記録されているときは、当該情報が記録されている部分を除き、開示請求者に当該法人文書を開示するものとする。

1 個人情報（法第5条第1号）

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等から特定の個人を識別することが可能なもの又は特定の個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益（名誉、感情などを含む。）を害するおそれがあるもの。

（不開示と考えられるものの例）

- (1) 職員・研修員等の自宅住所・電話番号等
- (2) 人事選考関係資料（氏名・履歴等）
- (3) 健康診断の記録
- (4) 教育相談の記録
- (5) 懲戒処分関係情報（氏名、懲戒内容等）
- (6) 研修員等の個人に関する情報、単位取得状況等
- (7) 研修員指導関係文書
- (8) アンケート

ただし、個人情報であっても、次の情報は開示するものとする。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員であり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（開示と考えられるものの例）

（イの例）

- (1) 研究者総覧
- (2) 勲章・褒章受章者名簿

(口の例)

研究に携わった研究者の個人情報で公にすることが必要と認められるもの

(ハの例)

文書に付された総務課長、人事係長等の職名

2 法人等情報（法第5条第2号）

法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、次に掲げるもの。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 研究所の要請を受けて、公にしないという条件で任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの、また、公にしないとの条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(不開示と考えられるものの例)

(イの例)

(1) 「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供された情報

(2) 工事請負者施工成績一覧

(ロの例)

企画立案の資料、アンケートの回答等で公にしないとの条件が付けられたもの

ただし、法人等情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示するものとする。

3 審議検討等情報（法第5条第3号）

国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、次に掲げるもの。

イ 公にすることにより、素直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

ロ 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの

ハ 特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

〈注〉「不当に」という限定が付されていることに十分留意するものとする。

(不開示と考えられるものの例)

(イの例)

(1) 報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録

(2) 改組関係で現在検討中のものの記録

(3) 人事選考（採用、昇任等）の記録

(4) 委員会・会議資料で上記要件に該当するもの

(ロの例)

教員免許制度改革素案

(ハの例)

(1) 研究所移転候補地リスト（地方公共団体との交換文書等）

(2) 機種選定や仕様策定に係る検討記録

4 事務・事業支障情報（法第5条第4号）

事務・事業情報のうち次に掲げるおそれのあるもの及びその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの。

イ 国の安全が害されるおそれ、他国や国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国や国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法・不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

〈注〉「おそれ」や「支障」は、抽象的、名目的なものでは足りず、実質的に法的な保護に値する程度のものでなければならないことに十分留意するものとする。

(不開示と考えられるものの例)

(ロの例)

(1) 麻薬、毒物、劇物、核燃料物質、放射性同位元素、危険動物、組換えDNA実験試料等の毒性、危険性、病原性等の強い物質の受払い及び保管に関する情報

(2) ID、パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報

(ニの例)

(1) 入札前の予定価格、積算内訳書等

(2) 研究所が当事者となっている訴訟に関する資料

(ホの例)

科学研究費補助金研究計画調書で採択前のもの又は不採択のもの

(への例)

(1) 人事異動原案

(2) 人事選考（採用、昇任等）関係資料

(3) 勤務評定関係記録

附 則

この基準は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、平成 1 9 年 4 月 1 日から実施する。